

那 監 第 37 号
令和2年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和２年那覇市監査委員告示第１号）

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定による資金不足比率審査

3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

資金不足額又は資金剰余額は適正に算定されているか。

5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

6 審査の期間、日程及び実施場所

- (1) 期 間 令和２年６月８日から同年７月２８日まで
- (2) 日 程 令和２年６月１９日 事務局職員による予備審査
令和２年７月 ７日 監査委員審査
- (3) 場 所 那覇市上下水道局

7 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0%
下 水 道 事 業 会 計	—	

(注)

- 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。
- 2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資 金 剰 余 額	事 業 の 規 模	資 金 不 足 比 率
水 道 事 業 会 計	12,361,117	7,112,590	—
下 水 道 事 業 会 計	4,347,778	3,971,227	—

ア 水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約4億3,030万1千円増加している。

イ 下水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約5億5,614万9千円増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。